

## 第22回総会 議事録

開催日時 令和4年4月28日（木曜日） 午後1時30分

開催場所 市役所 4階大会議室

### （農業委員の出席）

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	6番 栗本 謙二
7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二	11番 江崎 恵子
12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄	16番 關 藤子	
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

### （農業委員の欠席者）

4番 谷崎 徹	5番 金西 章	10番 矢野 伸二	13番 服部 雅基
15番 船越 康博	17番 森 博之		

### （農地利用最適化推進委員の出席）

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	6区 庄野 敏彦	7区 小松 晃	7区 徳山 守
8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二	10区 宮城 仁
10区 里村 雅博			

### （推進委員の欠席者）

5区 辻 義徳 5区 宮田 芳和 6区 橋本 春男

### （出席者）

局長 横山 篤 次長 日野 恵 書記 吉田 浩章

### 議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第4号「非農地証明願について」

### 議案外

報告第1号「農地法第4条の規定による許可の取消届について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第4号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

報告第5号「農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について」

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第22回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、6番 栗本 謙二 委員、14番 川瀬 益栄 委員をご指名いたします。  
よろしくお願いいたします。

なお、4番 谷崎 徹 委員、5番 金西 章 委員、10番 矢野 伸二 委員、13番 服部 雅基 委員、  
15番 船越 康博 委員、17番 森 博之 委員、より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数（全員）が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、2件、2筆です。

### 議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積567㎡、隣接者への無償譲渡による所有権移転の申請です。

申請地には進入路がなく、耕作も不便であることから譲渡人より、隣地所有者である譲受人に耕作を頼みたいとのことで、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

### 議長（青木会長）

担当の高井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 18番 高井委員

隣接者ということですし、何にも問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は整理番号2番の審議内容を説明してください。

**事務局（次長）**

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、面積4.46㎡、耕作不便による所有権移転の申請です。

申請地は高速道路の土地収用の残地であり、面積も小さく進入路がないため、耕作も不便であることから譲渡人より、譲受人に耕作を頼みたいとのことで、今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、譲受人は隣地の土地所有者の父親であるため、申請地への往来は可能であることを確認しております。

以上です。

**議長（青木会長）**

担当の廣田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**7番 廣田委員**

何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議長（青木会長）**

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（局長）**

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は、2件、2筆です。

**議長（青木会長）**

事務局は、整理番号1番の申請内容について、説明してください。

### 事務局（局長）

整理番号1番について説明いたします。

転用目的は、専用住宅でございます。

使用借人は、現在実家で親と同居しておりますが、建物も古く部屋数も少ないことから自分たちの新居を構えたいと考え、この度、実家の隣地に住宅建築することを計画しました。

申請地は、実家の隣接地であり実家との往来にも便利であり、土地所有者である父親との間で、使用貸借契約による利用の承諾が得られたことから、このたび、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、農用地区域の定めがない農地のため、白地です。

農地区分は、駅から300メートル以内であり、市街地化傾向のある農地で、3種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関からの融資証明書が添付されております。

また、土地所有者と申請者との間で申請地に係る土地使用貸借契約書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地は周囲にコンクリート擁壁を施工することにより土砂等の流出はありません。雑排水、汚水については合併浄化槽を介して隣接する水路に排水するというので、水路を管理する〇〇協議会より排水同意書が提出されております。なお、申請地については該当する土地改良区がない旨の上申書が添付されております。

万が一、問題が生じた場合は転用者が責任をもって対処するとのことです。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

### 議長（青木会長）

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 11番 江崎 委員

この土地は前から空き地みたいになっていたけど、いつもきれいに草を刈っていました。ご審議よろしくお願ひします。

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。

引き続き、事務局は整理番号2番の審議内容を説明してください。

### 事務局（局長）

整理番号2番についてご説明いたします。

転用目的は田1筆、1,776㎡の内369.48㎡を農家用住宅としたいとのことでございます。

使用借人は、現在実家で住んでおりますが、土地所有者である祖父が高齢であるため、祖父より農業を引き継いでおります。今後、祖父の農地を効率的に耕作すること、高齢である祖父の面倒等を見るためにも、祖父の家に隣接する申請地に住宅建築することを計画したところ、土地所有者である祖父との間で、使用貸借契約による利用の承諾が得られたことから、このたび、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、農用地区域の定めがない農地のため、白地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については融資者からの融資証明及び金融機関から融資者の残高証明書が添付されております。

また、土地所有者と申請者との間で申請地に係る土地使用貸借契約書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地はもともと土地所有者が田んぼの一部を畑として利用するために盛土をしており、新たに盛土等を行わないとのことです。周囲も既存コンクリート擁壁で囲まれた場所であることから土砂等の流出はありません。雑排水、汚水については合併浄化槽を介して隣接する水路に排水するというので、水路を管理する〇〇協議会より排水同意書、申請地を管理する土地改良区からの意見書も提出されております。

付近の農地等への被害はないと思われませんが、万一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決するとのことです。

また、申請地番の一部に、土地所有者がすでに農業用倉庫を建てていることから、農地法第4条第1項第9号に基づく届出及び始末書が提出されております。

以上のことから、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

#### 議長（青木会長）

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 11番 江崎 委員

これも問題ないので、ご審議よろしくお願いたします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決相当と認めます。

以上で議案第2号を可決いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請総数は、16件、53筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

引き続き、議案第4号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（局長）

それでは議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「非農地証明願について」、申請件数は3件3筆です。

### 議長（青木会長）

事務局は、整理番号1番について申請内容を説明してください。

### 事務局（局長）

それでは、整理番号1番について説明させていただきます。

平成3年3月13日付けの国土地理院の航空写真及び現地確認の結果、建物敷地の一部として隣接宅地と一体利用していることを確認いたしております。

整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当及び周辺地区担当である江崎委員、矢野委員、豊田委員、橋本推進委員には事前にご確認をいただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

**議長（青木会長）**

それでは、担当の江崎委員さん、何か補足事項あればお願いいたします。

**11 番 江崎委員**

4人で現場を見に行きましけれど、ちょっと斜めになっていますが、特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

それでは整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございせんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は整理番号2番の審議内容を説明してください。

**事務局（局長）**

整理番号2番について説明させていただきます。

昭和61年5月10日付けの国土地理院の航空写真及び現地確認の結果、建物敷地の一部として隣接宅地と一体利用していることを確認いたしております。

整理番号2番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当及び周辺地区担当である江崎委員、矢野委員、豊田委員、橋本推進委員には事前にご確認をいただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

**議長（青木会長）**

それでは、担当の江崎委員さん、何か補足事項あればお願いいたします。

**11 番 江崎委員**

これも1番と同じ日に4人で確認に行きました。問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

それでは整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございせんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は整理番号3番の審議内容を説明してください。

**事務局（局長）**

整理番号3番について説明させていただきます。

平成3年3月13日付けの国土地理院の航空写真、平成13年当時の市が保存する航空写真並びに現地確認の結果、店舗駐車場として利用していることを確認しております。

整理番号3番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当及び周辺地区担当である金西委員、一柳委員、栗本委員、庄野 博美推進委員には事前にご確認をいただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

**議長（青木会長）**

それでは、担当の栗本委員さん、何か補足事項あればお願いいたします。

**6番 栗本委員**

現地確認をした結果、もう農地に復元することは困難ということで、現状として車が5台ほど駐車しておりました。別に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

それでは整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第4号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 利用権設定に係る権利の合意解約による消滅について

報告第5号 農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について

議案外について事務局より報告をお願いします。



### 事務局（次長）

議案書の10ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

整理番号1番、地目、田1筆、面積、606㎡のうち199.91㎡の、農業用倉庫としての届出になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数2件、2筆です。

整理番号1番、地目、田1筆、面積403㎡、住宅用地として、売買での5条届出となります。

整理番号2番、地目、田1筆、面積353㎡、住宅用地として、売買での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数は1件、2筆です

それぞれ、賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

報告第4号「利用権設定に係る権利の合意解約による消滅」、申出件数2件、2筆です。

賃貸人、賃借人および使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により申出を受理しました。なお、詳細については、14ページに記載してありますので、ご確認ください。

### 事務局（次長）

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

報告第5号「農地中間管理権が設定された農用地の利用配分計画書について」、届出件数1件、6筆です。

公益財団法人徳島県農業開発公社より、農地利用配分計画の認可について、令和4年3月11日付け、徳島県指令農林第35号にて事務局に通知がありました。認可年月日は、令和4年3月11日です。16ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外5件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

**議長（青木会長）**

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。  
以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後2時12分

議事録署名委員 6番 栗本 謙二

14番 川瀬 益栄